

令和２年度 第１０回定例農業委員会総会議事録

１．招集の別 農業委員会等に関する法律27条第１項による

２．日 時 令和３年１月８日 午後１時30分

３．場 所 生涯学習センター（ホール）

４．議 題 議案第36号 農地法第３条許可申請書審議について

議案第37号 農地法第５条許可申請書審議について

議案第38号 農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定による決定について
（諮問）

議案第39号 買受適格証明申請書審議について

５．そ の 他

６．出席委員

農業委員

１番 山内 亮一

２番 長野 和代

３番 中村 幸信

４番 松本 茂

５番 平井 豪

６番 奥名 政成

７番 清住 昇

８番 佐藤 礼治

９番 福永 浩紀

１０番 岡本 篤幸

１１番 五嶋 靖

１２番 中村 峯子

１３番 島津 和徳

１４番 本田 廣正

農地利用最適化推進委員

西村 孝生 井上 義治

田上 安幸

河嶋 隆雄

本田 忠文

志垣 保博 坂本 秀孝

坂本 導成

緒方 寛二

上村 敦之

７．欠席委員

伊佐 浩二

８．議事録署名人

２番 長野 和代

３番 中村 幸信

９．本会議に職務のため出席したものの職氏名

事務局長 井上 幸介

事務局職員 古田 昭憲 本田裕一郎 今村 優香

会 議

1. 開 会

事務局

それでは、皆さん、こんにちは。本日の定例会は、新年最初の総会となります。まずは新年の御挨拶を申し上げます。皆様、新年明けましておめでとうございます。昨年は大変お世話になりました。本年もよろしくお願いいたします。

それでは、定刻となりましたので、総会を始めたいと思います。

まずは、総会の成立要件を申し上げます。本日の出席委員は13名でございます。甲佐町農業委員会会議規則第6条の規定を満たしますので、総会は成立することを御報告いたします。

それでは、ただいまから令和2年度第10回定例農業委員会総会を始めさせていただきます。

まず、会長に御挨拶をお願いいたします。

会 長

皆さん、明けましておめでとうございます。それぞれの御家庭におきまして輝かしい新年を迎えられたことじゃないかと思っております。心からお祝いを申し上げます。令和3年が皆様にとって輝かしい年になりますことを祈念申し上げます。

先ほど課長が申しましたとおり、令和2年度の農業委員会も今日を入れてあと3回で終わります。4月からは私たち農業委員の任期の最後の年、3年目に当たります。もう皆さん既に十分実績もありますし、それから、経験もされております。平成21年に農業委員会法の改正もありまして、耕作放棄地の解消、あるいは遊休農地の解消、それに新規参入者の促進等々、非常に難しい課題も背負っておるところです。最終的には農地の集約等々にもっていききたいというのが国の方針であります。また、昨年は農業・農村基本法も改正をされて、国が今まで言っていた大規模化から若干スタンスを変えまして、中小家族経営等々にシフトをしてきているところでございます。

さらには、米余りが非常に大きな問題としてクローズアップされてきているところでございますが、そのような中で、私たちもいよいよ任期の最後の年を迎えます。今までの経験等を十分生かしながら、最後の年となるかと思いますが、集大成の意味で、皆様方とともに頑張っていきたいと思っておりますので、皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

聞くとところによりますと、コロナのほうも、国も今日より緊急事態宣言を発出しておりますし、町でも、もう御承知の方もおられるかと思いますが、非常に大き

なクラスターも発生をいたしております。今後どう展開していくか分かりませんが、お互い密を避けながら、マスクの着用をして、さらには手洗いを励行して、お互い自分で地域を守り、自分の健康を守っていきたいと思っております。

そのような中での本日の会議でありますので、なるべく短時間で終わっていきたいと思っておりますので、皆様方の御協力をお願いしながら、冒頭に当たりましての挨拶とさせていただきます。

以上です。

事務局

ありがとうございました。

それでは、議事録署名委員の指名をお願いいたします。

会 長

本日は、2 番委員の長野和代委員と 3 番委員の中村幸信委員をお願いいたします。

事務局

それでは、議事に入りたいと思いますが、議事の進行につきましては、会議規則第 4 条の規定に基づき、会長をお願いいたします。

会 長

それでは早速、議案審議に入ります。

議案第36号、農地法第 3 条許可申請書審議についてを議題といたします。

それでは、事務局長から説明をお願いします。

事務局

それでは、1 ページをお願いいたします。

議案第36号、農地法第 3 条許可申請書審議について。

農地法第 3 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求めるものでございます。

令和 3 年 1 月 8 日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上です。

会 長

ありがとうございました。

それでは、2 ページをお願いします。

番号 1 番について審議したいと思います。

7 番委員の清住委員から説明をお願いします。

○ 7 番

7 番委員の清住です。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長

それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局

それでは説明いたします。3 ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。

まず、こちらは県道嘉島甲佐線です。こちらが白旗小学校、こちらに緑川グラウンドがあります。申請地は、白旗小学校から北西に約340メートルのところにあります。

位置の説明は以上です。

会 長 それでは、続きまして、7番委員の清住委員から、耕作賃借権設定（10年）について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

○7番 7番委員の清住です。

今回の申請は、譲渡人が耕作できないため、近くに住む譲受人に農地の管理について相談し、了承を得られたので、今回の申請となりました。契約の種類は、耕作賃借権設定（10年）です。移動の理由は、経営規模拡大です。

申請された内容を農地法に照らし、問題ないか説明します。

①については、トラクター、コンバインなどを所有しており、申請地には米、小麦、大豆の栽培を計画されており、農地を効率的に利用することに問題ないと思われます。

②については、譲受人は法人ではないため該当しません。

③については、信託による権利取得でないため該当しません。

④については、本人の従事日数は150日程度あり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われます。

⑤については、取得後の耕作面積が1万3,210平米で、下限面積をクリアします。

⑥については、該当しません。

⑦については、地域の営農に支障がないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っていますので、1番委員の山内委員から説明をお願いします。

○1番 1番委員の山内です。

昨年の12月22日に、清住職務代理者、本田委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。申請されている農地は、大字白旗字辺場にある農地、田1筆です。今回の申請地には、米、麦、大豆の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

会 長 ただいま1番委員の山内委員から現地調査の報告、また、7番委員の清住委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。ありませんか。問題ないですね。

それでは、採決を行います。許可することに賛成する方は挙手願います。

（賛成者挙手）

全員賛成と認めます。番号1番については、原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、番号2番について審議したいと思います。

7番委員の清住委員から説明をお願いします。

- 7 番 7 番委員の清住です。
- (申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
- 以上です。
- 会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。
- 事務局 それでは説明いたします。4 ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。
- まず、こちらは県道嘉島甲佐線です。こちらにネッツトヨタさん、こちらに木村のあられさん、こちらに日立物流さんがいます。申請地は木村のあられさんから東に約400メートルのところにあります。
- 位置の説明は以上です。
- 会 長 続きまして、7 番委員の清住委員から、耕作賃借権設定（10年）について、農地法上問題がないか説明をお願いします。
- 7 番 7 番委員の清住です。
- 今回の申請は、申請人（譲渡人）が町外に住んでおり、耕作できないため、隣で耕作されている相手方（譲受人）に農地の管理について相談し、了承を得られたため、今回の申請となりました。契約の種類は、耕作賃借権設定（10年）です。移動の理由は、経営規模拡大です。
- 申請された内容を農地法に照らし、問題ないか説明します。
- ①については、トラクター、コンバインなどを所有しており、申請地には米の栽培を計画されており、農地を効率的に利用することに問題はないと思われます。
- ②については、譲受人は法人でないため該当しません。
- ③については、信託による権利取得でないため該当しません。
- ④については、本人の従事日数は150日程度あり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われます。
- ⑤については、取得後の耕作面積が1万2,463平米で、下限面積をクリアします。
- ⑥については、該当しません。
- ⑦については、地域の営農に支障はないと思われます。
- 以上、説明を終わります。
- 会 長 現地調査を行っていますので、14番委員の本田委員から説明をお願いします。
- 1 4 番 14番委員の本田です。
- 昨年の12月22日に、清住職務代理者、山内委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。申請されている農地は、大字白旗字沼間口にある農地、田1筆です。今回の申請地は米の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

以上です。

会 長 ただいま14番委員の本田委員から現地調査の報告、また、7番委員の清住委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何かございませんか。

それでは、なければ採決を行います。許可することに賛成する方は挙手願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号2番については、原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、番号3番について審議したいと思います。

14番委員の本田委員から説明をお願いします。

○14番 14番委員の本田です。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは、説明いたします。5ページと6ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。

まず、5ページの農地4筆について説明します。こちらが県道御船甲佐線です。こちらが県道宇土甲佐線です。こちらに和田内集落があります。申請地は、県道御船甲佐線と県道宇土甲佐線の交差点から北に約420メートル、田口字出口に1筆、同じく、交差点から北西に約800メートル、田口字上大坪に3筆あります。

次に、6ページの農地4筆について説明します。こちらが県道御船甲佐線です。こちらは県道今吉野甲佐線です。こちらが宇城鉄筋です。申請地は、県道御船甲佐線と県道今吉野甲佐線の交差点から北西に約420メートル、田口字古賀原に1筆、同じく、交差点から北に約500メートル、田口字中山原に2筆、同じく、交差点から北西に1,050メートル、田口字豊ノ内に1筆あります。

位置の説明は以上です。

会 長 続きまして、14番委員の本田委員から、所有権移転（無償）について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

○14番 14番委員の本田です。

今回の申請は、申請人（譲受人）が今後のことを心配され、息子である相手方の譲受人に農地を譲り渡す案件です。契約の種類は所有権移転（無償）、移動の理由は贈与です。

申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。

①については、トラクター等を所有しており、申請地には米、麦、大豆の栽培を

計画されており、農地を有効的に利用することに問題ないと思われます。

②については、譲受人は法人でないために該当しません。

③については、信託による権利取得でないために該当しません。

④については、本人の従事日数は150日程度あり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないかと思われます。

⑤については、取得後の耕作面積が8,594平米で、下限面積をクリアします。

⑥については、該当しません。

⑦については、地域の営農に支障はないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行いましたので、1番委員の山内委員から説明をお願いします。

○1番 1番委員の山内です。

昨年12月22日に、清住職務代理者、本田委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。今回申請されている農地は、大字田口字中山原に2筆、同じく田口の古賀原に1筆、出口に1筆、上大坪に3筆、豊ノ内に1筆の合計8筆の農地です。申請地には米、麦、大豆の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

会 長 ただいま1番委員の山内委員から現地調査の報告、また、14番委員の本田委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。意見ございませんか。意見もないようでございます。

それでは、採決を行います。許可することに賛成する方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号3番については、原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、番号4番について審議したいと思います。

2番委員の長野委員から説明をお願いします。

○2番 2番委員の長野です。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは説明いたします。7ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。

まず、こちらが県道御船甲佐線です。こちらが県道宇土甲佐線です。こちらが和田内集落で、こちらに森川健康堂さんがあります。申請地は、県道御船甲佐線と県

道宇土甲佐線の交差点から南西に約325メートルのところにあります。

位置の説明は以上です。

会 長 続きまして、2番委員の長野委員から、所有権移転（無償）について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

○2番 2番委員の長野です。

今回の申請は、申請人（譲渡人）が高齢で、今後のことを心配され、娘である相手方（譲受人）に農地を譲り渡す案件です。契約の種類は、所有権移転（無償）です。移動の理由は贈与です。

申請された土地を農地法に照らし、問題がないか説明します。

①については、トラクターなどを所有しており、申請地には樹木の栽培を計画されており、農地を効率的に利用することに問題ないと思われま

②については、譲受人は法人でないため該当しません。

③については、信託による権利取得でないため該当しません。

④については、本人の従事日数は250日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われま

⑤については、取得後の耕作面積が2万2,895平米で、下限面積をクリアします。

⑥については、該当しません。

⑦については、地域の営農に支障はないと思われま

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行いましたので、14番委員の本田委員から説明をお願いします。

○14番 14番委員の本田です。

昨年12月22日に、清住職務代理者、山内委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。申請されている農地は、大字田口字政所にある農地、畑1筆です。今回の申請地には樹木の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

会 長 ただいま14番委員の本田委員から現地調査の報告、また、2番委員の長野委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。意見もないようでございます。

それでは、採決を行います。許可することに賛成する方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

全員賛成と認めます。番号4番については、原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、番号5番について審議したいと思います。

13番委員の島津委員から説明をお願いします。

- 1 3 番 13番委員の島津です。
- （申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）
- 以上です。
- 会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。
- 事務局 それでは説明いたします。8ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。
- まず、こちらが国道443号線です。こちらが県道三本松甲佐線です。こちらに甲佐小学校がございます。申請地は、甲佐小学校から南東に約890メートルのところにあります。
- 位置の説明は以上です。
- 会 長 続きまして、13番委員の島津委員から、所有権移転（有償）について、農地法上問題がないか説明をお願いします。
- 1 3 番 13番委員の島津です。
- それでは、所有権移転（有償）について、農地法上問題がないか説明します。
- 今回の申請は、申請人（譲渡人）が高齢で農地の管理ができないため、相手方（譲受人）に売買について相談し、了承を得られたため、今回の申請となりました。契約の種類は、所有権移転（有償）です。移動の理由は経営規模拡大です。
- 申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。
- ①については、トラクター等を所有しており、申請地に露地野菜の栽培を計画されており、農地を効率的に利用することに問題ないと思われます。
- ②については、譲受人は法人でないため該当しません。
- ③については、信託による権利取得でないため該当しません。
- ④については、本人の従事日数は150日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題はないと思われます。
- ⑤については、取得後の耕作面積が1万8,304.13平米です。下限面積をクリアします。
- ⑥については、該当しません。
- ⑦については、地域の営農に支障がないと思われます。
- 以上、説明を終わります。
- 会 長 現地調査を行いましたので、1番委員の山内委員から説明をお願いします。
- 1 番 1番委員の山内です。
- 昨年12月22日に、清住職務代理人、本田委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。申請されている農地は、大字豊内字中園にある農地、畑1筆です。今回の申請地には露地野菜の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれのな

いことを報告いたします。

会 長 ただいま1番委員の山内委員から現地調査の報告、また、13番委員の島津委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何か御意見ございませんか。

なければ、採決を行います。許可することに賛成する方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号5番については、原案どおり許可することに決定をいたします。

それでは、9ページをお願いします。

議案第37号、農地法第5条許可申請書審議についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第37号、農地法第5条許可申請書審議について。

農地法第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求めるものでございます。

令和3年1月8日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上です。

会 長 ありがとうございます。

それでは、10ページをお願いします。

議案第37号、農地法第5条許可申請書審議調書の番号1について審議したいと思います。

それでは、4番委員の松本委員から説明をお願いします。

○4番 4番委員の松本です。

それでは、番号1について説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・転用目的・転用の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長 続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

事務局 それでは説明いたします。地図につきましては、11ページに添付していますが、前のスクリーンのほうで御説明します。

まず、こちらが県道今吉野甲佐線です。星の川団地がございまして、町道船津堅志田線、町道津志田山口線となっています。今回の申請地につきましては、県道今吉野甲佐線と町道船津堅志田線との交差点から西に約430メートル行ったところにあります農地が今回の申請地の位置となります。

以上です。

会 長 続きまして、転用申請に係る可否の判定について、4番委員の松本委員から説明をお願いします。

○4番 4番委員の松本です。それでは説明します。

今回の申請は、譲受人であるアフタープラス2株式会社が賃貸人の農地に地上権を設定し、太陽光発電施設の整備を行うために転用申請をするものです。

転用申請に係る可否の判定について、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかどうか説明します。

それでは、お手元のラミネートの資料の転用申請に係る可否の判断を御覧ください。

①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、中山間地等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、良好な営農条件を備えているとは言えません。そのため、農地法第4条第6項の第1号のイ及びロには該当しません。

②については、今回の事業達成のために代わる土地はありません。

③については、資金計画、残高証明書を添付されており、事業の実現性について問題がないと思われます。

④については、造成計画もなく、申請地を整地するだけの整備のため、隣接する農地に支障を及ぼすおそれはありません。

⑤については、効率的かつ安定的な農地集積の支障はありません。

⑥については、今回の申請は仮設工作物ではないため該当しません。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っていますので、14番委員の本田委員から説明をお願いします。

○14番 14番委員の本田です。

昨年12月22日に、清住職務代理人、山内委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請地は、大字船津字八瀬尾にある農地1筆です。農地の現状としては、山間地等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当するために、第二種農地に該当します。

また、今回の転用申請では造成計画はなく、申請地を押しならし、砂利を敷く程度の整備であるために、隣接する農地や農業施設に影響を与えないことから、転用による周囲の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

会 長 ただいま14番委員の本田委員から現地調査の報告、また、4番委員の松本委員から転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項の各号には該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。どうぞ。

○3番 参考のためですけど、生産性の低い農地とは、大体、反当りどれぐらいを言うの
ですかね。ちょっとお尋ねします。

会 長 事務局、そこら付近何か。

○3番 大体、反に何十万か上がらんと生産性の低かという目安があるのですか。

事務局 ただいまの質問なのですからけれども、生産性の低いというのは、金額も基準にはな
りますけれども、平たん地域で農地の広がりがあるようなところで作る作物と同じ
作物を作っても、やはり集団性がない。極端に言えば、圃場が狭いところについて
は、生産性が高いか低いかということで比べるとやはり低いということになります。
また、金額が上がらないということではないのですけど、平場で面積が広いところ
よりも生産性は低いということになります。作物で言うならば、施設で作る野菜と
露地で作る野菜は、同じ野菜でも、どちらの方が生産性が高いかという、露地で
作る野菜よりもハウス、施設で作るほうが高い。また、金額がどれだけ違うかとい
うのもありますが、農家の皆さんの技術等もありますし、あるいは天候等もありま
すので、なかなか基準は決められない。——基準を決めていないというとおかしい
のですけれども、金額自体が幾らと幾らという比較じゃなくて、生産性はどちらが
あるかないかということで概念的に決められています。

○3番 土地で見るわけですね。

事務局 そうです。土地の状況で、生産。中山間地域という、傾斜があつたり、面積が
少なかったりというのが中山間地域に位置する農地ですので、どうしても平場であ
る農地よりも生産性は低くなってくるというような解釈です。

○3番 分かりました。

会 長 よろしいですか。ほかに何か御意見ございませんか。どうぞ。

○8番 会社が鹿児島ということもありますし、期間も長いということで、後の管理あた
りがちょっと心配するところがあるのですけれども、これは甲佐町にこの会社は実
績があるんですかね。

会 長 事務局、お願いします。

事務局 甲佐町でもありますけれども、お隣といいますか、嘉島町でもされています。

○8番 その状況は確認されていますか。後の管理もきちんとしてあるとか。

事務局 いつだったか記憶がはっきりしませんが、昨年だったですか、質問がありました
けれども、今回も造成はされずに押しなす程度です。本田委員だったですかね、
言われたときに、若干草が生えていないと、反射熱とかあつて太陽光施設に影響が
あると言われたと思います。このため、そんなには管理の必要はなく、定期的に見
回りは来られているというような状況です。

会 長 佐藤委員、よろしいですか。

 ほかに何か御意見ございませんか。それでは、ほかに意見もないようございま

す。

採決を行います。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号1番につきましては、当農業委員会としては、許可相当の意見をつけて県のほうへ送付をいたします。

続きまして、番号2番について審議したいと思います。

それでは、11番委員の五嶋委員から説明をお願いします。

○11番 11番委員の五嶋です。それでは、番号2番について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・転用目的・転用の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長 続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

事務局 それでは説明いたします。地図につきましては、12ページに添付していますが、前のスクリーンのほうで御説明します。

まず、こちらが国道443号、緑川団地と町道作替内田線、県道稲生野甲佐線、龍野小学校でございます。今回の申請地につきましては、龍野小学校から南に約120メートル行ったところにあります農地が今回の申請地の位置となります。

以上で説明を終わります。

会 長 続きまして、転用申請に係る可否の判定について、11番委員の五嶋委員から説明をお願いします。

○11番 11番委員の五嶋です。それでは説明いたします。

今回の申請は、譲受人がアパートに住んでおられましたが、子供の成長とともに住居が手狭になったため、個人住宅を建築するために転用申請をするものです。

転用申請に係る可否の判定として、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかどうか説明します。

それでは、お手元のラミネートの資料の転用申請に係る可否の判断を御覧ください。

①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある農地に該当するため、第一種農地に該当します。第一種農地の転用は原則できませんが、例外規定である「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、例外的に許可することが可能と思われます。このため、農地法第4条第6項の第1号のイ及びロには該当しません。

②については、今回の事業達成のために代わる土地はありません。

③については、資金計画、融資証明も添付されており、事業の実現性については問題ないと思われます。

④については、造成計画はなく、整地する程度の整備のため、隣接する農地に支障を及ぼすおそれはありません。

⑤については、効率的かつ安定的な農地集積に支障はありません。

⑥については、今回の申請は仮設工作物ではありませんので該当しません。

以上です。

会 長 現地調査を行っていますので、1番委員の山内委員から説明をお願いします。

○1番 1番委員の山内です。

昨年12月22日に、清住職務代理者、本田委員、事務局と一緒に現地を調査しました。

申請地は、大字上早川字尾ノ上にある農地で、農地の状況としては、農地の広がりがおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある農地に該当するため、第一種農地に該当します。第一種農地の転用は原則できませんが、例外規定に該当するため、許可することが可能と思われます。また、今回の転用申請では造成計画はなく、隣接する農地や農業施設に影響を与えないことから、転用による周囲の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

会 長 ただいま1番委員の山内委員から現地調査の報告、また、11番委員の五嶋委員から転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項の各号には該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。それでは、発言もないようでございます。

採決を行います。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号2につきましては、当農業委員会としましては、許可相当の意見をつけて県のほうへ送付をいたします。

続きまして、議案第38号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定についてを議題とします。事務局長から説明をお願いします。

事務局 それでは、13ページをお願いいたします。

議案第38号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について、別紙のとおり諮問があったので、意見を求めるものでございます。

令和3年1月8日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

次のページ、14ページをお願いいたします。

甲農第1748号、令和2年12月18日、甲佐町農業委員会会長岡本篤幸様、甲佐町長

奥名克美。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について（諮問）。

農業経営基盤強化促進法第3条に基づく農用地利用集積計画について、同法第18条第2項及び甲佐町農業経営基盤強化促進事業実施方針により、農用地利用集積計画を定めたいので、同法第18条第1項の規定により諮問します。

次のページ、15ページをお願いいたします。

農用地利用集積計画総括表、令和2年度第10回です。

まずは、利用集積計画の総括表で御説明いたします。

今回の利用権の設定につきましては、賃借権の再設定、3年の田が1筆の877平米、6年の畑が2筆の2,864平米、10年の畑が4筆の3,868平米ですので、賃借権の再設定の計としましては、田が1筆の877平米、畑が6筆の6,732平米です。

賃借権の新規としましては、3年の田が1筆の1,933平米、10年の田が2筆の1,521平米、同じく、10年の畑が5筆の8,385平米ですので、賃借権の新規の計としましては、田が3筆の3,514平米、畑が5筆の8,385平米です。

このため、賃借権の小計は、田が4筆の4,391平米、畑が11筆の1万5,117平米となります。

その他、使用賃借権の再設定はございません。

使用賃借権の新規としましては、10年の畑が2筆の2,684平米だけですので、使用賃借権の新規の計及び小計とも、畑が2筆の2,684平米となります。

このため、今回の利用権設定の合計としましては、田が4筆の4,391平米、畑が13筆の1万7,801平米となります。

委員の皆様には審議していただきますのは、新規の案件7件です。

詳細は事務局から説明をいたします。

以上です。

会 長 ありがとうございます。

それでは、16ページをお願いします。

番号1番について審議したいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、番号1について説明します。

（申請人の状況・申請土地の状況・相手方の状況・貸借期間・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

次に、申請地の位置の説明をいたします。地図につきましては、17ページに添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。

まず、こちらが国道443号です。甲佐大橋がございまして、広域農道があります。こちらが県道宇土甲佐線で、糸田の集落がこちらにございます。今回の申請地につきましては、国道443号と町道早川玉虫線との交差点から西に約100メートル行った

ところにあります農地が今回の申請地の位置となります。

続きまして、相手方の状況について説明します。

番号1の相手方である譲受人は、認定農業者で、糸田集落の人・農地プランにも位置付けられるなど、地域の担い手として農業を頑張っておられます。

主たる営農内容は、米、麦、ニラ、大豆を栽培されております。

今回の申請地には、ニラの栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上で説明を終わります。

会 長 ただいま事務局から番号1について説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何か御意見ございませんか。それでは、質問もないようでございます。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号1については、原案のとおり決定をいたします。

続きまして、番号2について審議したいと思います。この案件の相手方(譲受人)は農業委員の長野委員の息子さんです。

農業委員会等に関する法律第31条、甲佐町農業委員会会議規則第11条に参与の制限があり、「委員会の委員は自己または同居の親族もしくは、その配偶者に関する事項について議事に参与することができない」と規定されています。

このため、審議が終わるまで退席をお願いします。

(長野委員退出)

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、番号2番について説明します。

(申請人の状況・申請土地の状況・相手方の状況・貸借期間・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

次に、申請地の位置の説明をいたします。地図につきましては、18ページに添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。

まず、こちらが田口橋、県道御船甲佐線、県道宇土甲佐線、和田内集落と、こちらにグリーンセンターがあります。今回の申請地につきましては、グリーンセンターから北に約530メートル行ったところにあります農地が今回の申請地の位置となります。

続きまして、相手方の状況について説明します。

番号2番の相手方である譲受人は、認定農業者で、府領集落の人・農地プランにも位置付けられるなど、地域の担い手として農業を頑張っておられます。

主たる営農内容は、米、麦、野菜、大豆を栽培されています。

今回の申請地にも野菜の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると
思われます。

以上で説明を終わります。

会 長

ただいま事務局から番号2番について説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。質問もないよう
でござ
います。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号2番については原案のとおり承認いたしま
す。

長野委員の入室を認めます。

(長野委員入室)

続きまして、番号3番から番号5番については相手方(譲受人)が同一なので、
一緒に審議したいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは説明します。

(申請人の状況・申請土地の状況・相手方の状況・貸借期間・移動の理由・契約の
種類を読み上げ)

次に、申請地の位置の説明をいたします。地図は19ページに添付しておりますが、
前のスクリーンで説明します。

まず、こちらが星の川団地で、こちらが県道今吉野甲佐線です。こちらが星山商
店さんとなっております。今回の申請地につきましては、まず、この県道今吉野
甲佐線と町道船津堅志田線との交差点から西に130メートル行ったところに松の本
の農地が1筆、北西に480メートル行ったところに中原の畑が1筆、北東に320メー
トル行ったところに大久保の畑が1筆、北東に700メートル行ったところに上原の
農地が1筆、最後に、北東に960メートル行ったところに麻生原の畑1筆がありまし
て、合計5筆が今回の申請地の位置となります。

続きまして、相手方の状況について説明します。

番号3番から番号5番までの相手方である譲受人は、船津集落で地域の担い手と
して農業を頑張っておられます。

主たる営農内容は、米、花木を栽培されています。

今回の申請地にも花木の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると
思われます。

以上で説明を終わります。

会 長

ただいま事務局から番号3番から番号5番までについて説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何か御意見ございませんか。それでは、質問もないようでございます。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号3番から番号5番までについては、原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号6番について審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、番号6番について説明いたします。

(申請人の状況・申請土地の状況・相手方の状況・貸借期間・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

次に、申請地の位置の説明をいたします。地図につきましては、20ページに添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

まず、こちらが安津橋で、県道今吉野甲佐線です。星山商店がございまして、こちらが町道船津堅志田線です。今回の申請地につきましては、県道今吉野甲佐線と町道船津堅志田線との交差点から北に約370メートル行ったところにあります農地が今回の申請地の位置となります。

続きまして、相手方の状況について説明します。

番号6番の相手方である譲受人は、認定新規就農者で、麻生原集落の人・農地プランにも位置付けられるなど、地域の担い手として農業を頑張っておられます。

主たる営農形態は、繁殖牛経営です。

今回の申請地には飼料作物の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると考えられます。

以上で説明を終わります。

会 長

ただいま事務局から番号6番について説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。何か御意見ございませんか。それでは、質問もないようでございます。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号6番については、原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号7について審議したいと思います。この案件の相手方(譲受人)は農事組合法人元白旗で、私はその法人の役員をしております。

農業委員会等に関する法律第31条、甲佐町農業委員会会議規則第11条に参与の制限があり、この規定に該当しますので、私は審議が終わるまで退席をしたいと思います。

ます。

議事の進行につきましては、清住職務代理人にお願いしたいと思います。それではよろしくお願いします。

(岡本会長退出)

職務代理人 職務代理人の清住です。

ただいま会長から説明がありましたが、規定の定めにより、会長が議事の進行ができませんので、会長に代わりまして議事の進行を進めさせていただきます。

それでは、番号7番について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、番号7番について説明します。

(申請人の状況・申請土地の状況・相手方の状況・貸借期間・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

次に、申請地の位置の説明をします。地図につきましては、21ページに添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。

まず、こちらが緑川です。こちらが県道嘉島甲佐線です。こちらが日立物流、木村のあられ、ネッツトヨタ、大福物流とあります。今回の申請地につきましては、日立物流から西に約220メートル行ったところにあります農地が今回の申請地の位置となります。

続きまして、相手方(譲受人)の経営状況について説明します。

番号7番の相手方(譲受人)は、認定農業者で、元白旗地区の人・農地プランにも位置付けられるなど、地域の担い手として農業を頑張っておられます。

主たる営農内容は、米、麦、大豆を栽培されています。

今回の申請地には、米、麦、大豆の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上で説明を終わります。

職務代理人 ただいま事務局から番号7番について説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

質問もないようですので、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号7番について、原案どおり承認いたします。

岡本会長の入室を認めます。

(岡本会長入室)

会 長 それでは、議案第39号、買受適格証明申請書審議についてを議題といたします。

事務局 それでは、22ページをお願いいたします。

議案第39号、買受適格証明申請書審議について。

民事執行法による農地等の売買処理に基づき、別紙のとおり農地法の規定による権利移動（買受適格証明）の交付申請があったので、許可の決定について意見を求めるものでございます。

令和3年1月8日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上です。

会 長 ありがとうございます。ただいま事務局長から買受適格証明申請書審議について説明がありましたが、買受適格証明申請については、昨年の第4回、それから、第8回の定例会でも申請があっています。

 前回の2回の買受適格証明願の申請では、農地を農地以外のものにする申請（5条許可に伴う申請）でしたので、転用が可能か否かを委員の皆様で審議していただき、県に農業委員会の意見として提出をしてきたところです。

 今回の申請は、所有権を移転し、農地として利用するための申請ですので、買受適格証明書の交付を受けるためには、農地法に基づく許可が必要です。

 このため、申請された内容を農地法の許可要件である農地法第3条第2項1号から7号の要件に照らし、問題がなければ甲佐町農業委員会が買受適格証書を発行することになりますので、よろしくお願いいたします。

 それでは、次のページ、23ページをお願いします。

 番号1について審議したいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、買受適格証明書審議調書の番号1について説明します。
 （申請人の状況・申請土地の状況・申請人の経営状況・取得後の営農計画・申請の理由を読み上げ）

 以上です。

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは説明いたします。24ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。

 こちらが県道小川嘉島線です。九州自動車道がありまして、こちらに緑川パーキングエリアの下り線がございます。今回の申請地につきましてが、緑川パーキングエリア下り線から南に約100メートル行ったところにあります農地2筆が今回の申請地の位置となります。

 位置の説明は以上です。

会 長 続きまして、事務局から買受適格証明申請書について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

事務局 それでは、説明します。

 今回の申請は、申請人が熊本地方裁判所で実施される特別売却に参加するために必要な農地法第3条に基づく買受適格証明書の交付を申請するものです。

申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。

①については、トラクター、田植機、管理機等を所有しており、申請地には栗の栽培を計画されています。農地を効率的に利用することに問題はないと思われます。

②については、法人でないため該当しません。

③については、信託による権利移動ではないため該当しません。

④については、本人の従事日数は100日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われます。

⑤については、取得後の耕作面積が1万8,633平米で、下限面積をクリアします。

⑥については、該当しません。

⑦については、地域営農に支障はないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っていますので、14番委員の本田委員から説明をお願いします。

○14番 14番委員の本田です。

昨年12月22日に、清住職務代理者と山内委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。申請されている農地は、大字府領北原にある農地、畑2筆です。今回の申請地には栗の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

会 長 ただいま14番委員の本田委員から現地調査の報告、また、事務局から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何か御意見ございませんか。

佐藤委員。

○8番 すみません。この前、買受適格証明書の審議したときの土地とは違うのですか。あのとき、グラウンドゴルフにしたいというようにお話だったと思いますが、その土地とはまた別ですか。

会 長 事務局、よろしいですか。

事務局 あの方は5条での申請でしたので、5条の許可に伴う買受適格の証明書を持っておられます。裁判所の競売まではまだちょっと期間がありますので、この方は農地として利用するということで3条の許可申請に基づく買受適格証明書の申請をされている所です。もし委員さんたちが農地として利用できるという判断であれば、農業委員会の許可で許可証を出すということになります。

説明が前後するといけませんけど、第4回で久留米の方が資材置場として利用したいということで、南九州の拠点として業務を拡張するために買受適格証明書を申請され許可されましたが、その後、入札に参加されたかどうかは分かりません。それで、この前、11月だったですか、第8回の定例会で、今度は荒尾の方が、地域住

民との交流のためのパターゴルフ、あるいはグラウンドゴルフ場として利用するというので5条申請に基づき買い受け適格証明の申請を出されて、それを皆さんたちに11月の定例会審議していただいて、許可相当ということでしたので、県のほうに送って、県のほうから今、買受適格証明書が交付されています。それがまだ期間がありますので、今回、3条での申請をされているということです。

先ほど言いましたように、農地の取得者として適任でありということであれば、買受適格証明書を会長名で出しますので、その後、その荒尾の方と今回の方が裁判所の競売に参加されるのかどうかは分かりませんが、先ほどから申し上げておりますように、荒尾の方かこの方が参加される。両方参加されるだろうとは思いますが、というような状況です。

会 長 ちょっとよろしいですか。何かよく分からないのですが。

事務局 先ほど佐藤委員が言われたのは、前回申請された土地とは別の土地かということです。

事務局 同じです。

○8番 だから、同じ土地に対してまた許可証を配付するということですよね。

事務局長 買受適格証明書というのが農地の場合は必ず必要なのです。それがないと入札に参加できない。農地の場合はですね。だから、農地を転用するのか農地のままで使うのかによって適格証明書の中身が変わる。それがないと入札に参加ができない。仮に入札されて、落札されたら、その後、農地法の許可が必要になりますので、もう1回ここに上がってくることになります。そのときはもう一度審査が必要になります。

会 長 今、事務局長が申し上げますように、今度の方が入札に参加して取られれば、3条申請で上がってくる。

○8番 俺としては、やっぱり農地で活用してもらいたいという気持ちがあるので、それならこの方だけに買い受け適格証明を出してもらいたい。

事務局 それは、ここで言うことではないのでしょうかけれども、農地法では、5条申請で不許可相当であれば、今おっしゃったようなこともできると思いますけれども、5条申請で転用されるのに異論がないということであれば、許可証を出すべきだと思います。出さざるを得ないというのはおかしいのですが、それは拒むことはできない。

この前のときも慎重に審議していただきましたけれども、結果的には、意見を付けて県のほうに上げる。その後、県の方で最終的な許可、不許可の判断はされるというところですよ。

今回は農地の取得の申請ですので、農地法の3条2項の各号に該当しないのであれば、許可証を出すというのが農業委員会の役割ということをお願いしたいと思い

ます。

会 長 大体お分かりになったと思います。ほかに何か御意見ありませんか。ほかにはないようでございます。

それでは、採決を行います。許可することに賛成する方は挙手願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号1につきましては、当農業委員会としましては買受適格者と認めて、買受適格者証明書の交付をいたします。

それでは、本日用意をいたしました議題、全て終了いたしました。

事務局 それでは、長時間お疲れさまでした。

これをもちまして、第10回定例農業委員会総会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

本議事録が真正であることを署名する。

署名委員 議 長

2 番

3 番